

## 随 意 契 約 結 果 一 覧 表

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
立木売払事業 (第1001号)	令和5年(2023年)6月29日	日高森づくり協同組合 浦河郡浦河町字西幌別273番 地の11	4,950,000	道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物の搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要がある場合において、その資源として産物を販売するとき。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(19)	
立木売払事業 (第2101号)	令和5年(2023年)8月2日	日高森づくり協同組合 浦河郡浦河町字西幌別273番 地の11	4,114,000	道有林野産物協定販売実施要領、道有林野産物長期安定供給販売実施要領及び道有林野伐採・造林複合協定型森林整備事業実施要領に基づく協定は、各協定の趣旨に最も適した者を選定していることから代替性はない。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)1項(2)	
立木売払事業 (第1401号)	令和5年(2023年)9月28日	日高森づくり協同組合 浦河郡浦河町字西幌別273番 地の11	3,905,000	道有林野産物協定販売実施要領、道有林野産物長期安定供給販売実施要領及び道有林野伐採・造林複合協定型森林整備事業実施要領に基づく協定は、各協定の趣旨に最も適した者を選定していることから代替性はない。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)1項(2)	